

死亡届出後の手続きについてのご案内

下記のとおり、死亡後の手続きで主なものを示しています。期限のあるものもございますのでお早めに手続きされますようご案内申し上げます。

- ※本人確認・・・マイナンバーカードや免許証等を必ずご持参ください。
- ※手数料・・・住民票や戸籍謄本発行等の手数料が必要です。
- ※委任状・・・代理人が手続きをされる場合に必要です。

死亡後の主な手続き	ご持参いただくもの	お知らせ
葬祭費 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期高齢	死亡者の保険証または資格確認書 (国保で世帯主変更の場合、ご家族の保険証または資格確認書) 請求者名義の通帳 喪主が請求者の場合・・・会葬御礼ハガキ ※喪主以外の方が請求する場合 ・葬儀または火葬代領収書の写し・喪主からの委任状	死亡者が加入する健康保険に葬祭費の請求をします。 喪主以外の方が請求する場合、葬儀等の領収書が無い場合はご相談ください。 連絡先：保険課 45-1157
高額療養費 <input type="checkbox"/> 後期高齢	相続人[届出人]名義の通帳 (相続人の方が届出人となります) ※届出人名義以外の通帳を指定する場合は届出人からの委任状が必要です。	配偶者・子・父母・兄弟姉妹の順に相続人となります。 国保の方が高額療養費に該当した場合、後日勧奨通知が届きます。 連絡先：保険課 45-1157
年金	死亡者の年金証書 請求者名義の通帳 請求者のマイナンバーがわかるもの ※請求者とは死亡者と生計を同じくしていた方(右欄)	受給中の年金の「死亡届」と「未支給年金請求」の手続きをご案内します。 また、遺族年金を請求できる方には、必要な書類をご案内します。 ※配偶者・子・父母・兄弟姉妹、その他3親等内の親族のうち先順位の方
介護保険	介護保険被保険者証	死亡により資格喪失となりますので返還が必要です。
障害者手帳	各種障害者手帳	返還届の提出と手帳の返還が必要です。
福祉医療	福祉医療受給者証 請求者名義の通帳(未支給分がある場合)	異動届の提出と受給者証の返還が必要です。
固定資産税		納税義務者変更届の提出が必要です。
水道		死亡者が名義人の場合、給水装置関係事項変更届出書(名義変更)の提出が必要です。
市営住宅		入居者異動届等の提出が必要です。
印鑑登録	印鑑登録証	死亡により登録抹消となりますので返還してください。
被爆者葬祭費	被爆者手帳、各種手当証書(受給者のみ) 死亡診断書(写し) 会葬御礼ハガキ、請求者名義の通帳	該当の方には必要な手続きをご案内します。

※上記の他にも手続きが必要な場合があります。担当部署をご案内いたしますのでご不明な点は窓口にご相談ください。

●ケーブルテレビを契約している方は、光ネットワーク(株) 沓岐支店(Tel 0120-945-104)での手続きが必要です。